

福岡県公報

平成27年3月6日
第3674号

目次

告示 (第174号 - 第189号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
公 告		
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(薬務課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	6
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	8

○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	13

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	13
------------------	--------------	----

公安委員会

○口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の一部を改正する告示	(警察本部警務課)	16
--	-----------	----

収用委員会

○土地収用法の規定に基づき送達すべき書類の保管	(用地課)	16
-------------------------	-------	----

告 示

福岡県告示第174号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	八女春線	前	うきは市浮羽町流川1521番8先から うきは市浮羽町流川1518番1先まで	13.0 ～ 98.0	55.0
			後	うきは市浮羽町流川1521番8先から うきは市浮羽町流川1518番1先まで	13.0 ～ 147.0	55.0

福岡県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	八女春線	うきは市浮羽町流川1521番8先から うきは市浮羽町流川1518番1先まで

福岡県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	朝日田線	前	うきは市浮羽町田籠670番4先から うきは市浮羽町田籠719番1先まで	4.6 ～ 13.0	102.0
			前	うきは市浮羽町田籠670番4先から うきは市浮羽町田籠719番1先まで	5.5 ～ 8.0	
			後	うきは市浮羽町田籠670番4先から うきは市浮羽町田籠719番1先まで	5.5 ～ 8.0	

番1先まで

福岡県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	朝日田線	うきは市浮羽町田籠670番4先から うきは市浮羽町田籠719番1先まで

福岡県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	岡垣宮田線	宮若市四郎丸359番1先から 宮若市四郎丸29番先まで

福岡県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	柳川線 筑後線	柳川市三橋町柳河459番1先から 柳川市三橋町柳河425番1先まで
南筑後	柳川線 筑後線	柳川市三橋町柳河162番1先から 柳川市三橋町柳河161番1先まで

福岡県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田川副線	前	柳川市西浜武1446番2先から 柳川市西浜武1448番6先まで	9.5 ～ 13.3	17.5
			後	柳川市西浜武1446番2先から 柳川市西浜武1448番6先まで	9.5 ～ 13.3	17.5

福岡県告示第181号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項

の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 柄杓田
- 2 区域の所在地 北九州市門司区大字柄杓田字イノ迫
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から11号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と11号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
北九州市門司区大字柄杓田字イノ迫	1218番1	1号
	1220番1	2号
	1221番	3号
	1231番	4号
	1230番1	5号及び6号
	1228番2	7号
	1228番3	8号及び9号
	1217番1	10号及び11号

福岡県告示第182号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 中村
- 2 区域の所在地 八女市立花町白木字宮ノ谷、字中村
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から20号までを順次結んだ線及び標柱

番号1号と20号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
八女市立花町白木字宮ノ谷	1874番1	1号から4号まで
	1882番地先道路敷	18号
	1878番地先道路敷	19号
	1875番	20号
八女市立花町白木字中村	1899番2	5号
	1907番	6号から8号まで
	1921番	9号
	1941番1地先道路敷	10号
	1941番1	11号
	1947番1	12号
	1959番1	13号
	1961番3	14号
	1934番地先道路敷	15号
	1902番地先河川敷	16号
1896番地先河川敷	17号	

福岡県告示第183号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
遠賀郡芦屋町大字山鹿字柏原1067、1068
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

福岡県告示第184号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木志波字塚原1101から1105まで、1113、1120から1122まで、1157
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字塚原1102、1101・1103から1105まで・1113・1120から1122まで・1157（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第185号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林子定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川喜多良字迫298、303、字ニデノ木1800
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	糸島市志摩岐志1289番先から 糸島市志摩小富士885番先まで	5.3 ～ 39.0	5,417.1
				糸島市志摩岐志1289番先		

福岡	県道	福岡 前原 線	前	から 糸島市志摩小富士885番 先まで	11.0 ～ 66.7	5,297.3
			後	糸島市志摩岐志1289番先 から 糸島市志摩小富士885番 先まで	5.3 ～ 39.0	5,417.1
			後	糸島市志摩岐志1289番先 から 糸島市志摩小富士885番 先まで	11.0 ～ 66.7	5,297.3

福岡県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡 前原 線	糸島市志摩岐志36番1先から 糸島市志摩御床1848番1先まで

福岡県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	浮羽線 石川内	前	八女市矢部村北矢部3701番2先から 八女市矢部村北矢部3703番2先まで	6.0 ～ 13.0	14.6
			後	八女市矢部村北矢部3701番2先から 八女市矢部村北矢部3703番2先まで	10.5 ～ 15.5	14.6

福岡県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	浮羽線 石川内	八女市矢部村北矢部3701番2先から 八女市矢部村北矢部3703番2先まで

公 告**公告**

薬事法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成27年2月20日から平成27年3月23日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部薬務課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字乙犬字ミカゲ971番1及び971番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

愛知県名古屋市守山区小幡南二丁目6番8号

リョウセイ 株式会社

代表取締役 吉村 成正

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託
- ・警察コミュニケーションシステム用端末装置賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理

- 人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

あるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成27年3月25日（水曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
(1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。
(2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年3月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託

(2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。

(3) 契約の期間
契約締結日から平成28年5月31日まで

(4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格申請書に必要事項を記入の上、平成27年3月25日（水曜日）までに次の部局へ提出すること。
・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
平成27年4月15日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。
(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
03 印刷	02 活版印刷	—	AA
13 サービス業種その他	06 広告宣伝	—	AA

- (2) 過去2年間に同種・同程度の業務実績を有する者
- (3) (2)の同種・同程度とは次のとおりとする。
- ア 同種の基準は、印刷物の製作とする。
- イ 同程度の基準は、3万部以上の印刷物（チラシ、ポスター等は含まない。）を継続して（1年間に2回以上）製作したことがあることとする。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3102（ダイヤルイン）
FAX 092-632-5331
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成27年3月6日（金曜日）から平成27年4月15日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 受領期限
平成27年4月15日（水曜日）17時00分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期

限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁8号会議室（地下1階）

(2) 日時

平成27年4月16日（木曜日）14時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（この号において「見積金額」とは、広報紙1部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に12,647,500（平成26年5月から平成27年3月までの発行実績部数）を乗じて得た額と、広報紙音声コード版1部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に2,100（平成27年度の発行見込み部数）を乗じて得た額との合算とする。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。）

(2) 契約保証金

契約金額（この号において「契約金額」とは、1部当たりの契約金額（消費税及

び地方消費税を含む。)に12,647,500(平成26年5月から平成27年3月までの発行実績部数)を乗じて得た額と、広報紙音声コード版1部当たりの契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)に2,100(平成27年度の発行見込み部数)を乗じて得た額との合算とする。)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Publishing of Fukuoka Prefecture's Newsletter and Delivering to Cities, Towns and Villages in the Prefecture
- (2) Time Limit of Tender
5:00pm on April 15, 2015
- (3) Contact Point for the Notice :
Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3102

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名

警察コミュニケーションシステム用端末装置賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成27年7月1日から平成34年6月30日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成27年4月15日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供でき

ると認められる者

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2590

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成27年3月6日（金）から平成27年4月14日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成27年4月15日（水）午後5時45分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成27年4月16日（木）午前11時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札内訳書の積算が誤った入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提

出を要する。

(6) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for terminal units for the Police Communication System.

(2) Time Limit of Tender

5:45 PM on April 15, 2015

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police

Headquarters 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141 (Ext.2590)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡岡垣町大字糠塚字黒石273番1、277番1から277番5まで、277番7、字南ノ前285番1、286番1及び286番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都千代田区丸の内2-5-2

日鉄住金テックスエンジ 株式会社

代表取締役 升光 法行

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 D&D行橋店

(2) 所在地 行橋市中津熊285-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

監査委員

監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査結果の報告（平成26年11月10日26監総第465号）に基づき、知事及び企業管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月6日

福岡県監査委員 小 串 正 伸

同 伊 藤 龍 峰

同 行 正 晴 實

同 井 本 邦 彦

26 健第4014号
 平成26年11月18日

福岡県監査委員 小串 正伸 殿
 同 伊藤 龍峰 殿
 同 行正 晴貴 殿
 同 井本 邦彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について (通知)

平成26年11月10日26監総第465号の監査結果に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	物品購入の請書において、暴力団排除強化にかかる契約内容となっていないなかった。	「暴力団排除強化に係る契約内容」での契約事務の徹底を図った。 今後は、複数人によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。

26福企管第 677号
平成27年 1月 7日

福岡県監査委員 小 正 伸 殿
同 伊 藤 龍 殿
同 行 正 晴 殿
同 井 本 邦 彦 殿

企業管理者 佐藤 清治

監査の結果に係る措置について（通知）

平成26年11月10日26監総第465号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
企業局	契約において、暴力団排除強化にかかわる契約内容となっていないかった。	「暴力団排除強化に係る契約内容」での契約事務の周知徹底を図った。今後は適正な契約事務に努める。

公安委員会

福岡県警察本部告示第15号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成18年3月福岡県警察本部告示第17号）の一部を次のように改正し、平成27年3月6日から施行する。

平成27年3月6日

福岡県警察本部長 吉田 尚正

表中

福岡県警察警備員教育センター又は生活安全部生活安全総務課

を

福岡県警察警備員教育センター又は生活安全部生活保安課

に改める。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第14号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき次の者に送達すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成27年3月27日をもって当該書類の送達があったものとみなされます。

平成27年3月6日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成24年度福収権第11号事件及び平成24年度福収明第11号事件

2 事業名

高速自動車国道東九州自動車道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

3 送達を受けるべき者

豊前市大字松江638番9及び同638番11所在の収穫樹の所有者

宇吹峰子、大山和徳、尾崎易子、上玉利ツル子、河野誠、末並公俊、長田あゆみ、丸山廣子、吉清水倫子及び吉本梢

4 送達すべき書類

福岡県収用委員会が平成27年2月20日に更正決定を行った平成24年度福収権第11号事件、平成24年度福収明第11号事件及び平成24年度福収明第12号事件の裁決に係る平成27年2月26日付け更正決定書正本